（第５期旭区地域福祉保健計画）

きらっとあさひプラン

素案

区民意見募集



募集期間

9/11（木）→ 10/19（日）

地域で支えあい
安心して自分らしく暮らせるまち
旭区をつくろう

みなさんのいろんな声を
聞かせてください

設問・回答方法は裏表紙へ

（旭区地域福祉保健計画）
第1章　きらっとあさひプランの概要

1 地域福祉保健計画を取り巻く状況

1 地域社会の変化

少子高齢化に伴い、人口減少が依然として進行している現在の地域社会では、仕事や子育てにおけるライフスタイルの変化も見られます。その結果、家族や同僚、隣近所との人間関係が希薄になり、人と人とのつながりが一層弱まっています。（詳細は、５ページ「困ったときに助け合える人と人とのつながりが減少」を参照）

こうした現状から地域の担い手不足や生活課題の複合化・複雑化、困ったときに相談できず問題が深刻化するケースが増えています。（令和５年版　厚生労働白書より）

2 求められる「人と人とのつながり」と「支えあい」

孤立せずにその人らしい生活を送ることができる、暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、改めて人と人とがつながり、存在を認めあうことが大切です。また、支える側・支えられる側という関係を超えて、お互いに支えあうことが求められます。

そのためには、一人ひとりが「自分が暮らしているまち」に関心を持ち、住民・事業者・公的機関が協力して、生活課題・地域課題などの解決に向けて取り組むことが重要です。

地域の目指す姿を実現するために進めていく取組を、立場の異なるみなさんで共有できるよう明文化したのが、地域福祉保健計画です。



旭区地域福祉保健計画
マスコットキャラクター
「あさちゃん」

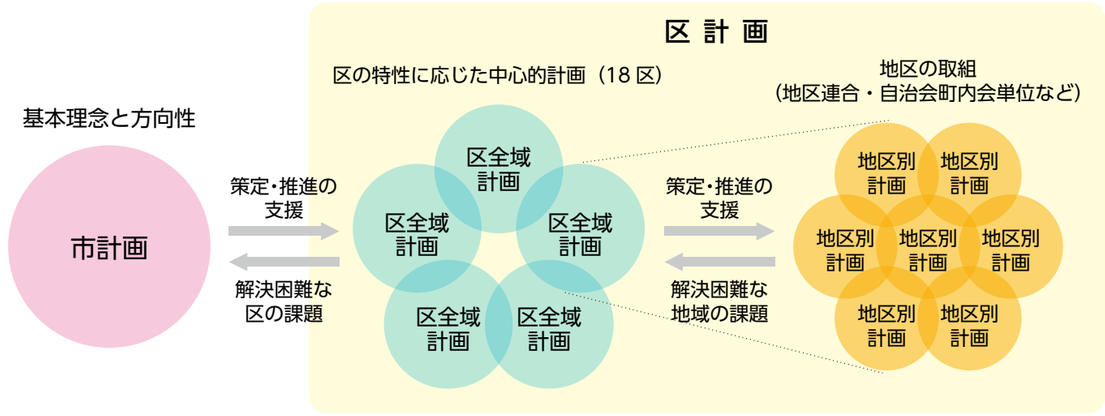
2 地域福祉保健計画の位置づけ

1 計画の法的な位置づけと期間

社会福祉法では、市町村は地域福祉の推進に関する事項を定める「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務として規定されています。

横浜市では、市全体の基本理念と方向性を示す「市計画」、18 区ごとの特性に応じた「区全域計画」、より身近な地区課題に対応する住民主体で策定・推進される「地区別計画」の３つの計画で構成されています。

図 1　地域福祉保健計画の構成



第２期計画から、「区全域計画」に加え「地区別計画」の策定が開始しました。また、区社会福祉協議会（以下、区社協という）の「地域福祉活動計画」と統合し、一つの計画として一体的に推進することとなりました。

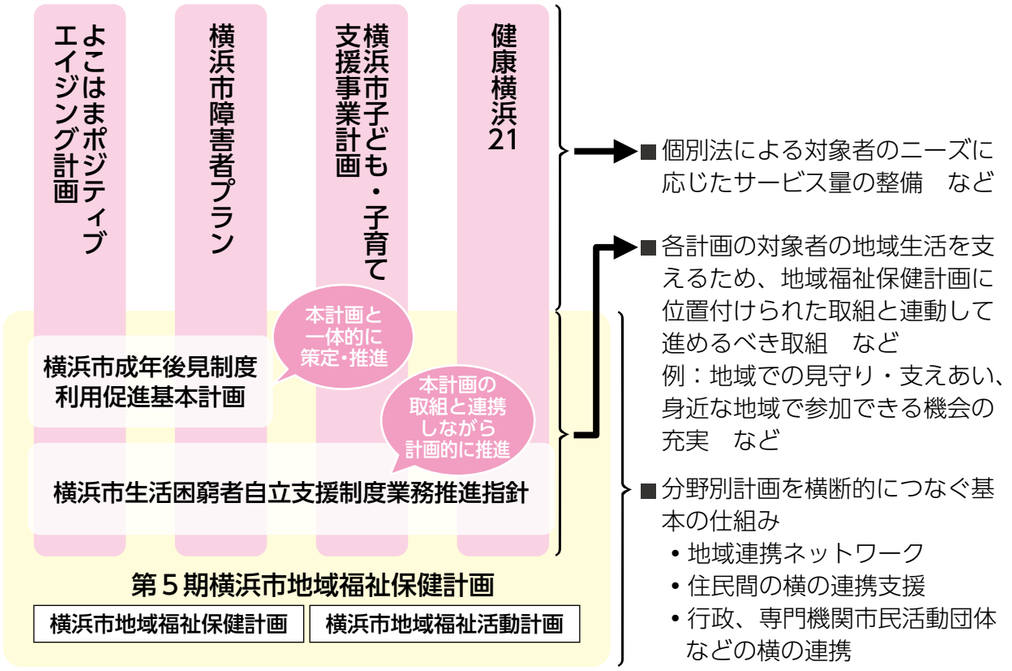
図 2　区全域計画・地区別計画・地域福祉活動計画の変遷と計画期間

年度	2006 年度～2010 年度	2011 年度～2015 年度	2016 年度～2020 年度	2021 年度～2025 年度	2026 年度～2030 年度
区全域計画	第１期 きらっとあさひプラン	第２期 きらっとあさひプラン	第３期 きらっとあさひプラン	第４期 きらっとあさひプラン	第５期 きらっとあさひプラン
地区別計画					
地域福祉活動計画	第３期 地域福祉活動計画				

2 分野別計画との関係

地域福祉保健計画では、横浜市で策定する様々な分野別計画に共通する理念や方針及び取組推進の方向性を地域の視点から示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に計画に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

図３ 分野別計画と地域福祉保健計画の関係性



地域福祉保健計画に関する計画

- 横浜市自殺対策計画
- 横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- 横浜市教育振興基本計画
- 横浜市再犯防止推進計画
- 横浜市人権施策基本指針



旭区マスコットキャラクター
「あさひくん」

3 きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

「きらっとあさひプラン」は、旭区地域福祉保健計画の愛称です。区全域計画と 19 の地区別計画から構成されています。

「きらっとあさひプラン」は、区民一人ひとり、地域組織・関係機関、支援機関（区役所・区社協・地域ケアプラザ）が、それぞれの取組を実践するとともに、三者が協働して推進していく計画です。

2006 年度から施行された第１期からこれまでの計画期間で、様々な取組が進んできました。2026 年度からは第５期きらっとあさひプラン（以下「第５期計画」という。）が始まります。

図４ 計画期間ごとに見る取組の推進



第2章　第５期計画策定の背景

1 旭区の概要

旭区は、1969 年 10 月に保土ケ谷区から分区し、誕生しました。人口は 24 万人（18 区中６番目）、面積は 32.7km^2（18 区中４番目）の大規模区となっています。ズーラシアや里山ガーデン、こども自然公園など大きな公園がある自然豊かなまちです。また、地区により人口の年齢構成や交通の利便性などに違いがあることが特徴です。

2 第４期計画の振り返り

1 旭区の現状と課題

●困ったときに助けあえる人と人とのつながりが減少

旭区の人口は 2003 年にピークを迎えました。転入者が転出者を上回る社会増が続いているものの、人口の自然減により、2015 年以降は人口減少が顕著となっています。また、高齢化が進行しており、高齢者数は全 18 区で３番目に多く、今後は 75 歳以上の後期高齢者が増加することが見込まれます。単身世帯の増加により、世帯規模は縮小傾向にあり、家族形態が変化しています。

また、就労においては、全国と同様に、女性や高齢者の就業率が上昇しています。終身雇用や短期雇用など様々な雇用形態が増えていることに加え、テレワークやフレックスタイム制度などといった働き方そのものも多様化しています。

区民意識調査の回答からも近所づきあいを求める人の割合が増えていることが分かります。

こうした社会状況の変化に加えてコロナ禍を背景にしたライフスタイルの変化が影響し、家族や同僚、隣近所における人と人とのつながりが弱くなってきています。

●「社会的孤立」や「複合化・複雑化した生活課題」の増加

人と人とのつながりが希薄化する中で、困ったときに誰にも相談できない「社会的孤立」により、問題が深刻化してしまうケースが増加しています。また、問題が複数の分野にまたがるために従来の制度だけでは支援が難しく、柔軟な対応が必要な人たちの存在が浮き彫りになっています。

例）80 代の親がひきこもり状態にある 50 代の子の生活を支えるといった「8050（はちまるごうまる）問題」
　　親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」
　　家族の介護や家事などを子どもが過度に行う「ヤングケアラー」
　　社会から孤立した状態で亡くなり、長期間気づかれない「孤立死」



図５　データから見る旭区の特徴

人口
ゆるやかに減少
働く人の割合が増加
統計データを掲載予定

世帯
単身世帯割合が増加
（特に後期高齢者）
統計データを掲載予定

地域活動
地域活動は活発
新規担い手不足
統計データを掲載予定

こども
年少人口が増加している
地区もある
統計データを掲載予定

高齢者
後期高齢者が増加
統計データを掲載予定

障害者
障害者向け施設が多い
統計データを掲載予定

環境
大規模公園などがあり
緑が多い
統計データを掲載予定

交通
区内で利便性に差がある
統計データを掲載予定

住まい
４つの大規模団地で
2.5 万人が暮らす
統計データを掲載予定

健康・医療
自立して生活できる期間
市平均並み
（男 80.0歳、女 84.1歳）
統計データを掲載予定

近所づきあいに対する区民の意識
挨拶する程度の近所づきあいを望む人の増加
統計データを掲載予定



2 第４期計画の取組成果

旭区では、地域組織や関係機関、支援機関が協働し、身近な地域での支えあいの仕組みづくりや支援機関の連携によるネットワークの向上に取り組んできました。

●「目指す姿」ごとの取組例

目指す姿１

誰もが、ともに生きるまち（相互理解・権利擁護）

- 幅広い世代に対して、認知症や障害、困窮、権利擁護に関する啓発を進めました。
- 子どもの頃から思いやりの意識を醸成する機会や地域への関心を持つ機会をつくりました。
- 地域の中での子どもの居場所づくりが進みました。

目指す姿２

みんなが、声をかけあえるまち（見守り・交流、ネットワーク）

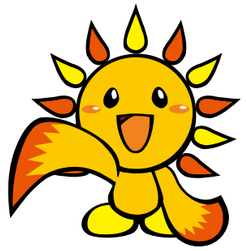
- 夏祭りなど誰もが参加しやすいイベントの開催やあいさつ運動など、身近な地域での顔の見える関係づくりに取り組みました。
- 地域のサロン（居場所）や移動販売などゆるやかな見守りの機会づくりを行いました。
- 分野や地区ごとの連絡会を開催し、地域における課題や取組の方向性について話し合いました。

目指す姿３

ひとりひとりが、自分らしくいられるまち（自分らしく参加）

- ホームページやSNSなどオンラインによる地域活動の情報発信に取り組みました。
- 健康づくりをきっかけとし、仲間とともに自分らしく元気に暮らすための取組を進めました。
- 地域人材の発掘・育成を目的として地域活動に関する研修や講座などを開催しました。





地域の取組の写真を掲載予定

第3章　第５期計画について

1 策定経過

活動団体の代表者や実務者などで構成される旭区地域福祉保健推進会議や旭区地域福祉保健計画策定検討部会、活動団体へのヒアリング、ジュニアボランティアへのアンケートなどを通じて、区内の福祉・保健・医療の関係機関・団体の代表や住民の代表の方々から、御意見をいただきました。いただいた御意見は、暮らしやすいまちづくりに向けて、第５期計画で力を入れていくべき取組内容に反映しています。

2 計画の方向性

1 基本理念

地域で支えあい　安心して自分らしく暮らせるまち　旭区をつくろう

人と人とのつながりの希薄化といった地域の課題がなお続いている中で、これまで行ってきた地域のつながりづくりや支えあいの取組はより重要なものとなっています。そのため、第５期計画では、第４期計画の基本理念を継承し、みんなで支えあう地域を実現するために必要な取組を継続していきます。

2 重点的な取組

基本理念を継承する一方で、社会状況の変化に合わせ、第５期計画を長期的に持続可能なものとするため、現在の社会状況に併せて重点的に取り組むべきことを次の３つの柱として設定しています。

●柱１　日常的なつながりを通じた地域づくり

人と人とのつながりの希薄化へ対応するために、交流の場や機会を新たに増やし続けていくだけでは、一部の人へ負担が集中する事態を招きかねません。持続可能な地域づくりの取組として、日頃からの挨拶や買い物などを交流の場や機会の一つとして捉え、無理のない日常的なつながりを通じた地域づくりに取り組みます。

●柱２　困ったときでも安心して暮らせる体制づくり

社会の変化とともに複合化・複雑化する生活課題に対して、一つの組織だけでは十分な対処が難しいケースが増えています。そのため、公的な制度によらない地域の支えあいの取組を含めて、分野の垣根を越えた連携体制づくりに取り組みます。

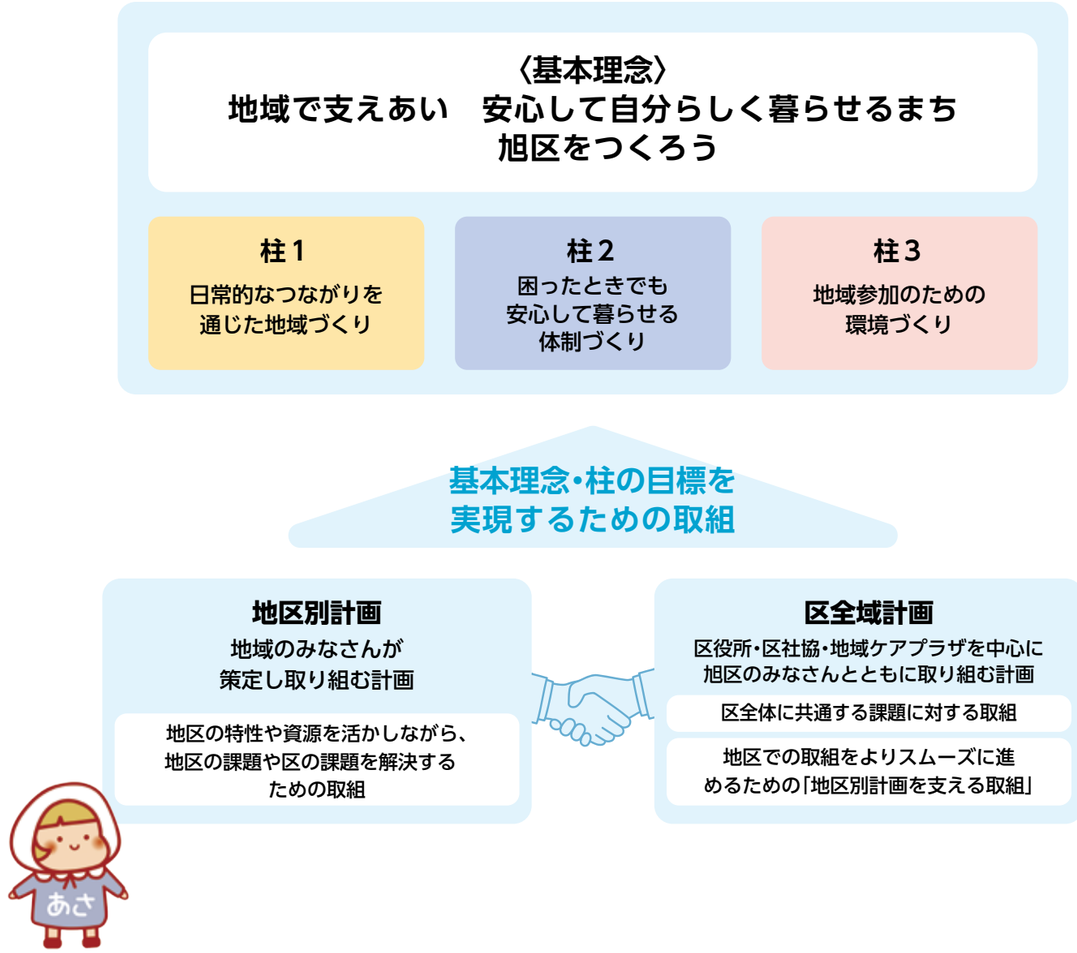
●柱３　地域参加のための環境づくり

ライフスタイルの変化などにより、地域の担い手が不足しています。興味関心のあることなどをきっかけに、地域活動へ参加する心理的ハードルを下げ、できる範囲で自分事として地域活動へ気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。

3 構成

基本理念・柱を実現するために、区全域計画と地区別計画それぞれが連携し、協働していく必要があります。「きらっとあさひプラン」における構成を図にすると次のとおりです。

図６　きらっとあさひプランの構成



第４章　区全域計画

1 区全域計画とは

区全域計画は、区役所・区社協・地域ケアプラザを中心に、旭区のみなさんとともに取り組む計画です。基本理念の実現に向け、旭区の特性に応じて、区全体の方針や取組を示しています。地区別計画では解決が難しい、旭区全体で共通する課題に取り組むとともに、地区別計画の取組を支援します。

2 第５期計画について

第５期計画は、基本理念の実現に向けた重点取組として３つの柱を設定し、柱ごとに３つの目標を定めました。第５期計画の柱のテーマや主な内容は図７の通りです。

図７　区全域計画の構成



地域で支えあい
安心して自分らしく暮らせるまち
旭区をつくろう

	柱１	柱２	柱３
テーマ	日常的なつながりを通じた地域づくり	困ったときでも安心して暮らせる体制づくり	地域参加のための環境づくり
主な内容	見守り 居場所・交流 相互理解	相談 支援体制 話し合い	地域と関わる環境づくり 企業や法人などの参画 地域の活動の継続

3 計画の主体

区全域計画は、区全体で取り組んでいく計画のため、住民や事業者なども含めた旭区のみなさんが計画の主体となっています。第５期計画では、計画の主体を図８のように区民一人ひとりや地域組織、関係機関・支援機関にわけ、それぞれの立場から実践していく取組を計画の中で掲げています。

その中でも支援機関が行う取組に対する基本的な考え方は、図９の通りです。

図８　計画の主体について

一人ひとり	地域組織	関係機関
旭区に住む人 旭区に関わりのある人	地区連合・自治会町内会 地区社会福祉協議会 民生委員・児童委員 老人クラブ ボランティア 地域活動者　　ほか	地域子育て支援拠点 ひなたぼっこ、 児童家庭支援センター おおいけ、 生活支援センター ほっとぽっと、 障害者地域活動ホーム、 障害児・者団体、福祉サービス事業所、 医療機関、社会福祉法人、NPO 法人、 学校、施設、企業　　ほか **支援機関** 区役所・区社協・地域ケアプラザ

図９　支援機関の取組の考え方

区役所	**部門ごとの専門的な相談支援**を行います。また、区域の課題解決のための取組や地域組織・関係機関の取組支援として**体制づくりや環境づくりといった基本整備**を進めます。
区社協	支援が必要な方への対応から地域の課題を検討します。**地域組織や関係機関とのネットワークを活かし**、課題解決に向けた取組を地域主体で進められるよう支援します。
地域ケアプラザ	**身近な福祉・保健の総合相談窓口**として、相談支援を行います。また、地域のつながりづくりや地域主体の課題解決に向けた支援を行います。

柱１　日常的なつながりを通じた地域づくり

方向性

柱１では、人と人とのつながりの基礎となる**お互いの理解**を深めるための取組を進めます。

そのために、これまでみなさんがつくってきた交流の場や機会を大事にしながら、挨拶や買い物などの日常の場面も大切な交流の機会として考えます。そうした**日常の交流の場**でのさりげない**見守り**を通して、ゆるやかにつながる地域を目指します。

区民の声

・近所での交流範囲が狭くなる中で、地域がどのように見守りを行っていくかが課題。
・サロンなどの集いの場の充実に取り組んでいるが、より日常的な交流の場所がもっとあると良い。
・こどもや高齢者、外国籍の方など、その人に合った安心できる場所が必要である。
・認知症や障害そのものの理解は広まっているが、生活の中でどのようなことに困っているか知られていない。
・地いきの人たちとかかわって仲よくなりたい（ジュニアボランティア　アンケートより）

1　見守り

目標　多様な主体による見守り体制の充実を目指します。

目標に対する取組

一人（ひとり）
- 隣人の様子を気にかけてみます。

地域組織や関係機関
- これまで行ってきた見守り活動を推進するとともに、ラジオ体操やあいさつ運動などの活動も見守りの機会として捉え、見守りの目を増やします。
- 企業や事業所、公共交通機関などが接客などの日常業務を通じて、地域の見守りの目を増やします。

支援機関
- 住民や地域組織、関係機関とともに日常の見守りを推進します。

例えば　旭区徘徊 SOS ネットワーク協賛店
区内の商店などに協力いただき、一人で歩いている、様子が気になる方を見かけた際に声をかけたり、警察・SOS ネットワーク連絡機関に連絡したりする体制をつくっています。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
適切な支援を適切な時期に提供できるように、関係機関の連携を強化し、見守りのネットワークを拡充します。	見守り活動推進のため、各地区の情報共有の場を広げ、見守りに携わる関係者が連携しやすい環境をつくります。	民生委員・児童委員や地区の関係機関などとの連携を密に図ることで、情報を共有し、必要時は迅速に対応するなど、地域を見守る拠点としての役割を担います。

2　居場所・交流

目標　日常にある交流の場を人と人とがつながる機会と捉え、誰もが参加しやすい居場所づくりを進めます。

目標に対する取組

一人（ひとり）
- 通勤・通学やゴミ出しの際など、近所で挨拶・会釈をしてみます。
- 町内の回覧板、掲示板を気にしてみます。

地域組織や関係機関
- 散歩や買い物などを日常の交流・関わりの機会として捉え、住民同士のつながりを増やします。
- 地域の中で挨拶することを呼びかけます。

支援機関
- 誰もが参加しやすい日常の交流の機会づくりを支援し、身近な地域での居場所づくりを進めます。

例えば　移動販売・移動スーパー
自宅のすぐ近くで買い物ができるようになることで、外出や、近所の人と定期的に顔を合わせるきっかけになります。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
孤立予防や健康づくりを目的とした居場所づくりや健やかに過ごせるための環境づくりの取組を進めます。	雑談や相談をしやすい環境を地域の中に増やしていくため、多様な交流の場づくりを進める地域の活動への支援を強化します。	地域ケアプラザ内外を問わずに、地域の場において居場所・交流・健康づくりの場を展開します。

3　相互理解

目標　多様な人たちが地域で暮らしていることを学ぶ機会をつくるとともに、困りごとを抱えた人への理解を促進します。

目標に対する取組

一人（ひとり）
- 自分たちのまちに様々な人たちがいることを知ります。

地域組織や関係機関
- 地域の現状を踏まえた具体的な困りごとを学ぶ機会をつくります。

支援機関
- 身近な地域に多様な人がいることを地域で学ぶための機会づくりを推進します。

例えば　福祉教育
学校や地域、企業からの「福祉に関することを学びたい」という依頼に基づいて、福祉施設や当事者団体、地域の方などに御協力いただき、プログラムの調整、講師の紹介などを行っています。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
生活困窮や認知症、障害、外国籍の方などの具体的な困りごとへの理解促進のための講演会の開催や広報物の作成などの取組を進めます。	福祉教育やボランティアセンターの機能を活かし、若い世代と活動団体や福祉施設との交流を促進し、地域への理解・愛着を育みます。	世代を問わず、支えあいの活動を身近に感じられるような機会を提供します。

柱2　困ったときでも安心して暮らせる体制づくり

方向性

柱２では、困りごとを気軽に相談できるよう相談先の周知を進めるとともに、どこに相談をしても必要な支援がきちんと届くように**相談体制の充実**を進めます。

そのうえで、複数の分野にまたがる相談に対応するため、分野の垣根を越えた**切れ目のない、誰も取り残さない支援体制**づくりを進めます。

また、個人の困りごとから把握した地域の課題を共有し、**解決**につなげるため、**地域に関わる様々な人や団体が話し合う**取組を進めます。

区民の声

・相談窓口を知らない、ハードルが高いと感じる人がいるため、相談しやすい環境づくりが必要である。
・どこに相談しても適切な機関につながり、必要な支援を受けることができるよう、関係機関の連携やネットワークの強化が必要である。
・地域組織と関係機関で課題を共有する場が多くあると良い。地域の中で話し合い、協働して課題解決を目指す体制が必要である。
・人がわからなかったことがあったとき、たすけあえる町（ジュニアボランティアアンケートより）



1　相談



目標　気がねなく相談でき、どこに相談しても支援につながる体制づくりを進めます。

目標に対する取組

一人ひとり
- 自分や家族のことで相談先が分からず悩んだときは、地域ケアプラザに相談してみます。
- 困ったときのために、相談先や福祉制度について知っておきます。

地域組織や関係機関
- 困っている人を見かけたら、地域ケアプラザなどの相談窓口につなげます。

支援機関
- 地域の活動の訪問やチラシの配布により、相談先や福祉制度を周知します。
- 住民や地域組織が日常的な関わりの中で得た気づきや相談について、早期に適切な機関につなげられるよう支援します。

例えば　地区民生委員児童委員協議会の定例会への参加
民生委員・児童委員が把握する解決が難しい事例（経済的に困っている、家族が介護で疲れているなど）について共有して、専門職が民生委員・児童委員と連携しながら対応を考えます。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
相談先を知ってもらうために、支援機関、関係機関の相談窓口や民生委員・児童委員など身近な相談相手の活動を周知します。	活動団体や個人ボランティアなどの共助の力との結びつきを活かして、課題を解決するとともに、地域の中での課題の発見・検討・解決の仕組みづくりを促進します。	地域の身近な相談場所として高齢者だけでなく、幅広く障害者や子どもなどの相談を受け、関係機関と連携し、迅速かつ的確に必要な支援につなげます。

2　支援体制

目標　支援分野を越えた連携を進め、切れ目のない支援体制づくりを進めます。

目標に対する取組

地域組織や関係機関
- 分野ごとの情報共有や課題の検討の機会を増やすとともに、他分野との連携についても話し合います。

支援機関
- 個々の支援機関では解決が難しい複合化・複雑化した課題に対応するため、分野を越えた連携体制づくりに取り組みます。

例えば　成年後見サポートネット
判断能力が不十分な人の権利を守るため、区域の権利擁護に関する課題の検討と、福祉・行政・法律専門職などによる連携・ネットワークの機能強化について協議しています。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
地域組織や関係機関、支援機関ともに協力し合えるよう、情報交換をするなど顔の見える関係づくりを支援します。	権利擁護事業や成年後見制度などに関わる支援者間の相互理解の機会を促進し、連携体制を強化します。	地域における専門機関や民間企業、住民主体の活動などそれぞれの取組を把握し、連携への支援を行います。

3　話し合い

目標　地域の課題の共有や解決のため、地域に関わる様々な人や団体がつながるための取組を進めます。

目標に対する取組

一人ひとり
- 周囲の困りごとや気になることを、自治会町内会や民生委員・児童委員、老人クラブなどの地域組織や地域ケアプラザに話してみます。

地域組織や関係機関
- 話し合いの場に様々な世代の人や活動団体、関係機関を招いて、地区のことについて話し合い、課題解決に向けて取り組みます。

支援機関
- 地域の困りごとや課題に気づき、解決に向けて地域住民が話し合う場づくりを支援します。

例えば　見守り活動報告会（連絡会、情報交換会　など）
民生委員・児童委員の活動や食事会、サロン、ちょこっとボランティアなどの活動を通して見守りをしている団体が集まり、日々の気づきを共有し、見守りの意識を高めています。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
地域住民や関係機関だけでは解決が難しい課題を話し合い、共に解決に向けた取組につなげます。	地域の話し合いの場において具体的な相談事例を共有する機会をつくり、個別の困りごとを地域の課題として柔軟に対応できる地域づくりを進めます。	地域住民が安心して生活できるよう区役所や専門機関、民生委員・児童委員と日頃から情報共有を大切にします。

柱3 地域参加のための環境づくり

方向性

柱３では、自分らしく、いきいきと暮らし続けられるまちづくりに向けて、興味関心などをきっかけに**地域と関わる環境づくり**を進めます。

また、企業や法人などの**多様な主体**が得意分野や専門性を活かし、支えあいの担い手として活躍できる取組を進めるとともに、**既存の団体が活動を継続できる**環境づくりを行います。

区民の声

- 地域の活動の担い手不足が進んでいる。
- 防災や健康づくりなどは多くの人にとって関心が高く、住民が地域とつながるきっかけになる。
- 就労・子育てなどの生活状況によって、地域の活動の担い手への参加が難しい場合がある。
- 地元企業や福祉施設なども、地域の担い手となってもらえると良い。
- 地域で、どのような活動がどこで行われているか知らないし、分からない。
- 活動の立ち上げ方が分からない、立ち上げても継続が難しいとの声があり、活動団体への支援が必要である。
- おまつりのてつだいに参加したい。（ジュニアボランティアアンケートより）





1 地域と関わる環境づくり

目標 興味関心をきっかけに、地域の活動への参加・協力や活動の立ち上げの相談が気軽にできる環境づくりを進めます。

目標に対する取組

一人ひとり
- お祭りやどんど焼きなど地域のイベントや活動に参加してみます。
- 趣味や特技を活かせるような地域の活動を探してみます。

地域組織や関係機関
- 地域住民が楽しみながら交流できるイベントを企画します。
- 防災や防犯、健康づくりなど、住民の関心が高い活動に取り組みます。

支援機関
- 地域の魅力発信支援とともに、「やりたいこと」と「地域ニーズ」をマッチングするなど、誰もが地域の活動に参加・参画しやすい環境づくりを進めます。

例えば あさひのつながり応援補助金
身近な地域の中で、誰もが楽しく参加できる活動をしてみたい、自分の好きなことや特技で地域を元気にしたいなど、活動のきっかけを応援する補助金です。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
区民の興味・関心を踏まえた、区民が地域とつながる機会を増やします。	誰もが気軽に地域の活動に参加できるよう活動内容を広げ、個人ボランティア活動を促進します。	多様な活躍の場に関する情報提供や見学会の開催など、積極的に取り組みます。

2 企業や法人などの参画

目標 持続可能な地域づくりのため、多様な主体が地域の一員として活躍できるような取組を進めます。

目標に対する取組

地域組織や関係機関
- 企業や法人なども地域づくりに関する住民同士の話し合いに参加し、顔の見える関係づくりに取り組みます。

支援機関
- 企業や法人などが、住民と一緒に地域の活動の担い手として参画するための環境づくりを進めます。

例えば あさひ支えあい PJ（区社協施設分科会）
区内の福祉施設で地域貢献のためのプロジェクトチームを立ち上げました。法人と地域組織などとの連携事例集を作成し、企業や法人の参画のきっかけづくりを進めています。

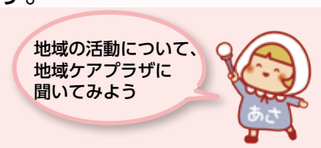
区役所	区社協	地域ケアプラザ
持続可能な地域づくりのため、企業や学校、法人など地域の多様な主体が地域の一員として活躍できるよう支援します。	地域の活動の活性化に向けて、福祉施設や企業と連携しあえる仕組みを検討します。	地域の活動のコーディネートおよび活動の支援を積極的に行います。

3 地域の活動の継続

目標 地域の活動の運営に誰もが携わりやすい工夫などにより、活動団体が継続して活動に取り組める環境づくりを進めます。

目標に対する取組

一人ひとり
- 自分が得意とすること、好きなこと、活かせると思うことで、地域の活動に協力してみます。



地域組織や関係機関
- 短時間や単発の参加、活動の曜日や時間を工夫して参加できるようにするなど、地域の活動に誰もが参加しやすい体制づくりに取り組みます。
- 地域の活動を様々な広報紙やホームページ、SNS など様々な媒体で発信します。

支援機関
- 活動内容の周知や補助金などによる活動団体への活動継続支援を行います。

例えば 周知・運営に関する支援
活動団体への補助金などの情報提供や地域に向けたイベント･団体の活動 PR方法を一緒に考えます。

区役所	区社協	地域ケアプラザ
デジタルの活用支援などによる活動団体の負担軽減や機能強化のための取組を進めます。	小規模な活動や幅広い活動内容を応援できる助成金の検討を進めます。	幅広い年代に対して、地域の活動への参加のきっかけづくりや地域の人材育成を支援します。

第5章　地区ごとの取組（地区別計画）

1 地区ごとの取組（地区別計画）とは

地区別計画は、日頃から地域において様々な活動を行っている地区連合・自治会町内会や地区社会福祉協議会のメンバーなど、各地区の住民、地域活動者の皆さんによって作成されています。

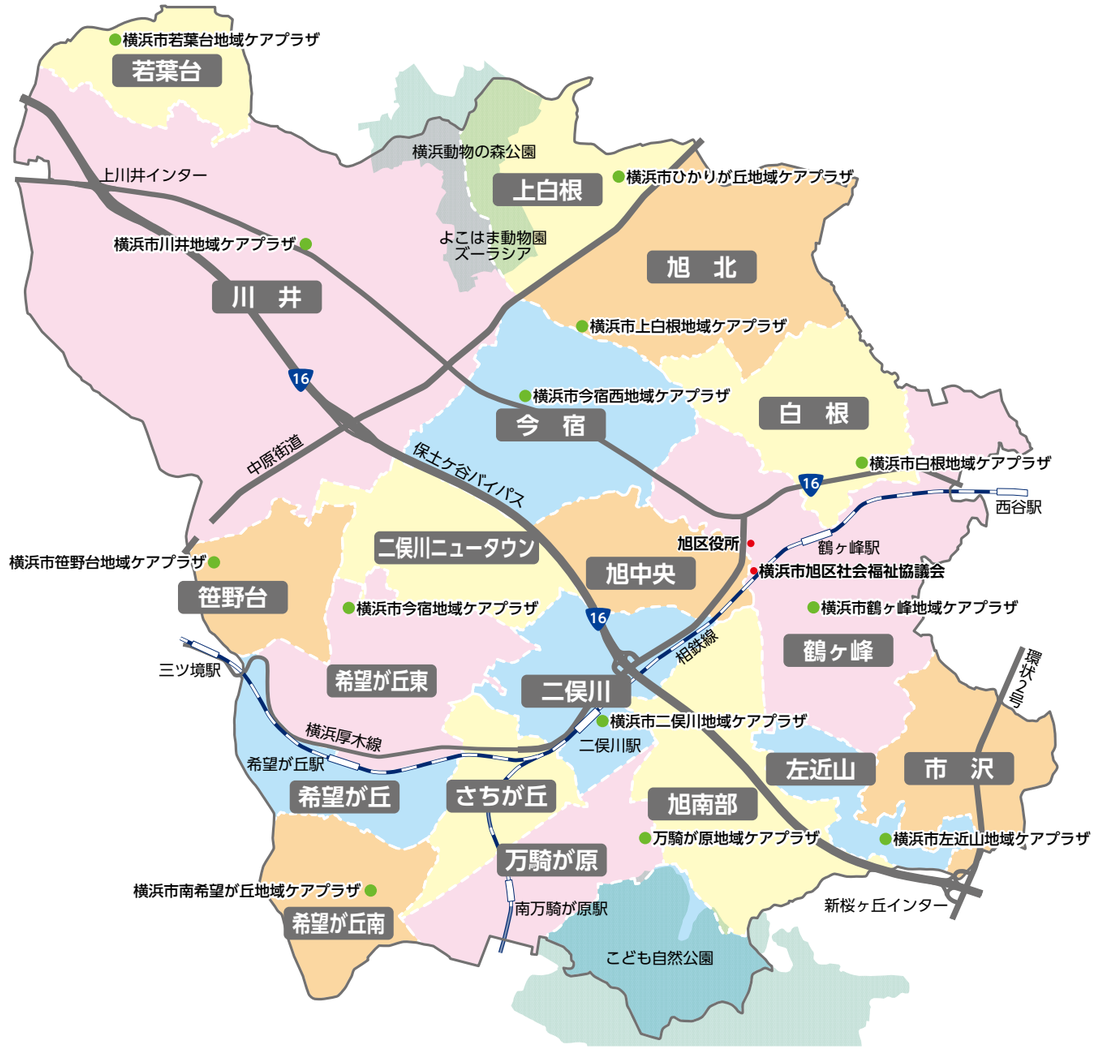
地区ごとにどのような地域を作りたいか検討を行い、各地区の「目指すまちの姿」、目指すまちの姿に近づくための「目標」、各地区で行われている「主な取組」を計画の中にまとめています。

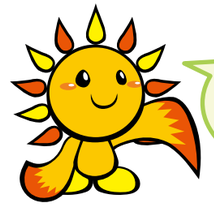


2 地区の圏域

旭区では、19 の地区ごとに地区別計画を作成しています。

図 10 地区の圏域マップ





福祉・保健に関する相談ができる地域ケアプラザは住んでいる場所ごとに決まっているよ。確認してみよう！

地域ケアプラザ紹介ページ

3 日々の地域の活動と効果

地域では、移動販売や子育てサロンなど様々な活動が行われています。こうした地域の活動の中から生まれた様々な効果が、地域の困りごとの解決や住みやすいまちづくりの実現につながっています。

図 11 日々の活動と目指すまちの姿のつながり

日々の活動（例）



- ちょこっとボランティア活動
- PTA活動
- 登下校の見守り
- あいさつ運動
- 見守り活動
- 移動販売
- お祭り
- 運動会
- 高齢者昼食会
- ラジオ体操
- 地域サロン
- 子育てサロン
- こどもの居場所
- 地域食堂（こども食堂）
- 美化活動
- 認知症・障害理解講座
- 募金活動
- 防災訓練
- 防犯パトロール

日々の活動から生まれる効果

- 支えあい・見守りあい
- 交流
- 顔の見える関係
- 地域への愛着
- 相互理解
- 参加者の広がり
- 健康づくり

例えば地域食堂は顔見知りをつくれるし見守りあいの場所にもなっているよ



目指すまちの姿

人と人とがつながると困ったときに助けあえるまちになるね





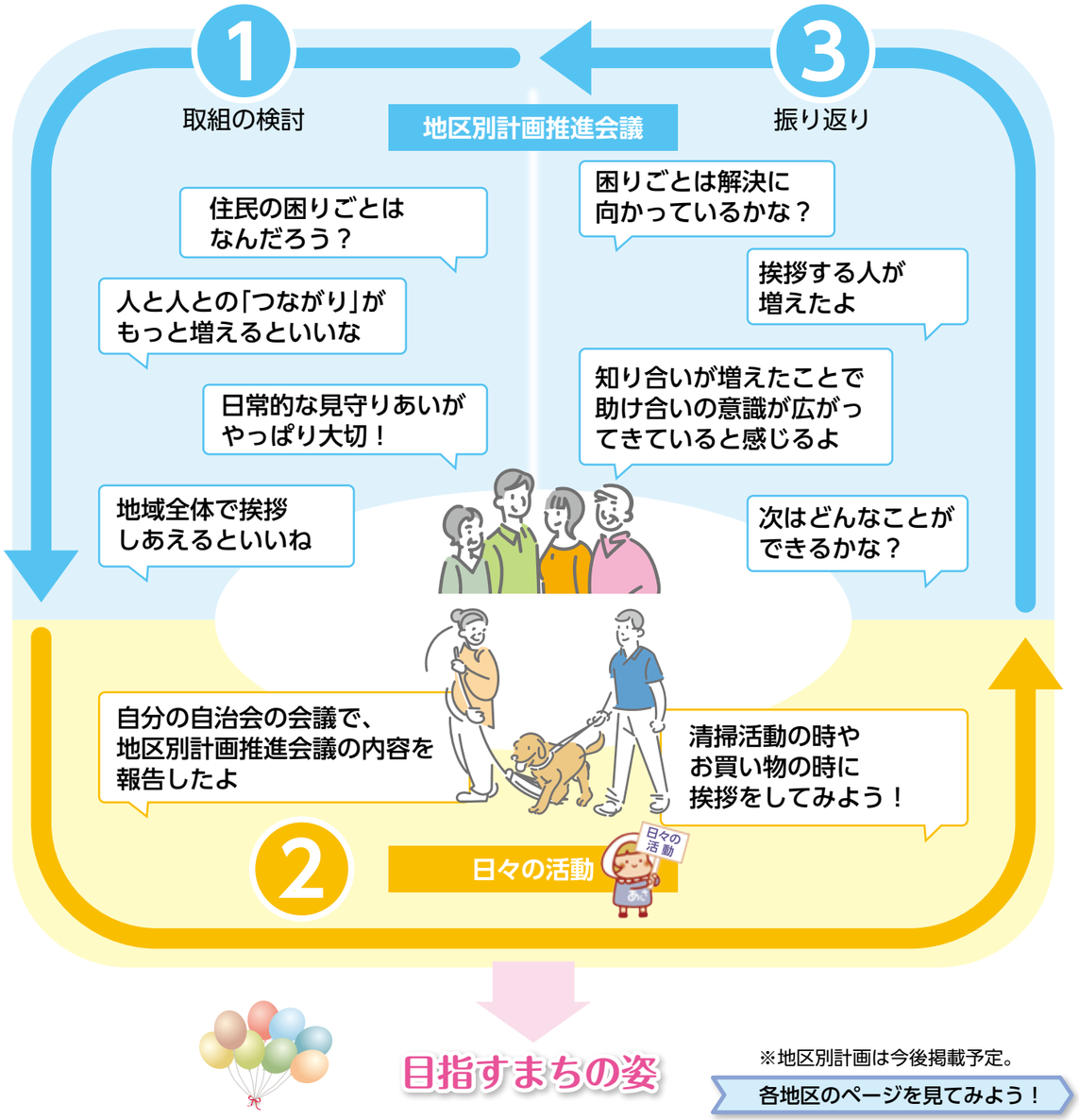
地域で支えあい
安心して自分らしく暮らせるまち

4 地区ごとの取組と話し合い

「目指すまちの姿」に近づくためには、住民や地区に関わりのある一人ひとりが目指すまちの姿やそのために取り組まれていることついて知り、同じ方向を向いて協力していくことが大切です。

そのためには、地区の状況や各活動団体が取り組んでいることなどを共有する機会（地区別計画推進会議）を定期的に持ち、どのような工夫や取組が大切か話しあうことで、今後の活動につなげていきます。

図 12 地区別計画推進会議と日々の活動について



目指すまちの姿

※地区別計画は今後掲載予定。

各地区のページを見てみよう！

第6章　計画の推進

1 推進

1 基本的な考え方

「きらっとあさひプラン」は、区民一人ひとり・地域組織や関係機関・支援機関（区役所・区社協・地域ケアプラザ）などの多様な主体が取り組む計画であり、主体ごとに様々な取組が行われています。

計画を推進していくためには、目標に対する取組状況や課題の認識を定期的に共有し、現状に対する共通認識を得ることが重要です。

2 推進体制

●区全域計画

区全域計画では、区役所・区社協・地域ケアプラザが事務局として、計画全体の策定・推進にかかる進行管理や区域での課題の共有などを行います。

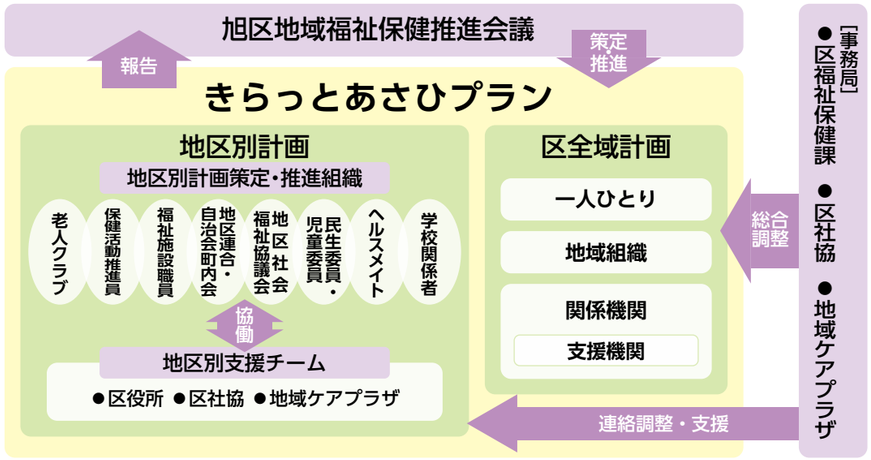
福祉保健活動団体の代表者及び学識者などで構成される旭区地域福祉保健推進会議に計画の推進状況を報告し、いただいた御意見や協議結果などをその後の方向性や取組などに反映させていきます。

●地区別計画

地区別計画では、地区連合・自治会町内会や地区社会福祉協議会といった地域組織、学校や福祉施設といった関係機関などが、計画推進の主体（地区別計画策定・推進組織）となります。その構成員は地区によって異なります。

地区の「目指すまちの姿」の実現や目標達成に向けて、推進状況の把握、課題の共有や取組の検討などを行います。（詳細は、22 ページ「地区ごとの取組と話し合い」を参照）

図 13 きらっとあさひプランの推進体制



2 振り返り

1 区全域計画の振り返り

区全域計画は、支援機関の取組状況について、毎年度振り返りを行います。

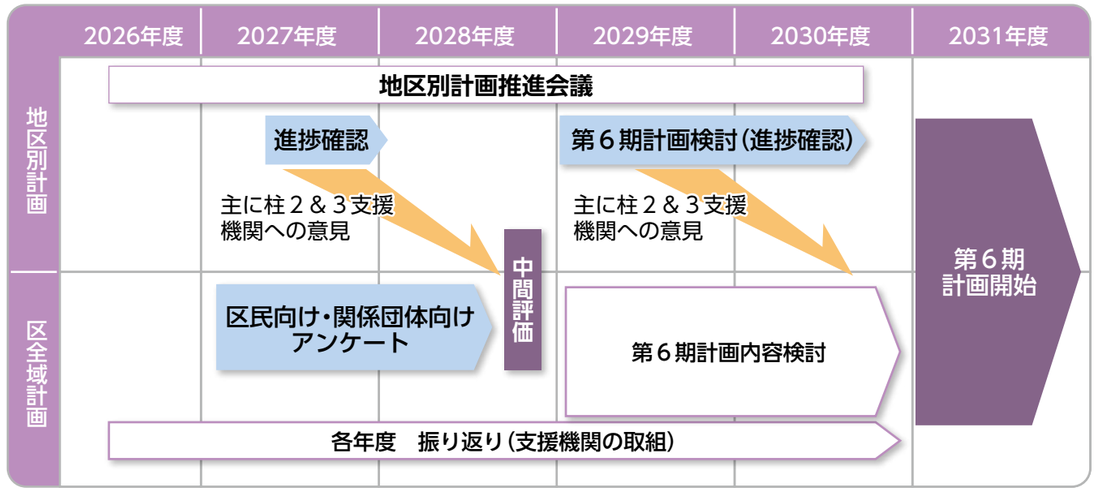
計画期間２年目には、第５期計画に関してアンケート調査を行い、３年目に行う中間評価では、アンケート調査などによって把握した定量（量）・定性（質）データなどを参照し、取組の内容に応じて計画の推進状況に関する中間評価を行います。

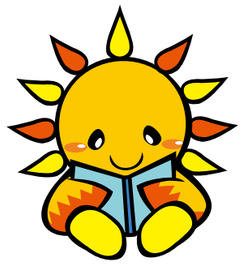
2 地区別計画の振り返り

地区別計画では、各地区で取り組んできたことを住民と地区別支援チームがともに振り返り、取組の成果や課題を共有、確認することで、今後の地域活動の方向性の確認や見直しを行います。

２年ごとに各地区の推進状況について進捗を確認するものとし、その際、区全域計画に対し得られた御意見を区全域計画の中間評価、次期計画の策定に反映します。

図 14 第５期計画期間スケジュール





令和７年９月発行

事務局・問合せ先

横浜市旭区役所福祉保健課

横浜市旭区鶴ケ峰１−４−12

☎ 045-954-6143

FAX 045-953-7713

as-chifuku@city.yokohama.lg.jp

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

横浜市旭区鶴ケ峰１−６−35

☎ 045-392-1123

FAX 045-392-0222

asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

切取線

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜旭局
承認
4030

差出有効期間
令和７年10月
19日まで

郵便切手
不要

2418790

横浜市旭区鶴ケ峰1−4−12

旭区役所福祉保健課 事業企画担当 行

切取線

令和７年９月
横浜市旭区役所・社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

きらっと
あさひプラン
について

ご意見をお聞かせください！

回答はこちらから

❶ 旭区や自分の住むまちがどのようなまちになってほしいですか。

そのために、

❷ ご自分（または所属の団体・組織）でどのようなことができそうですか。

＊計画素案に掲載している「一人ひとり」にできる取組も参考にお考えください。

❸ 計画全体についてのご意見があれば回答をお願いします。



区民意見募集
概　要

きらっとあさひプラン第５期計画素案に対する意見募集
全ての質問に答えなくても意見を送っていただけます。

① 旭区や自分の住むまちがどのようなまちになってほしいですか。

② そのために、ご自身（または所属の団体・組織）でどのようなことができそうですか。

③ 計画全体についてのご意見があれば回答をお願いします。

差し支えなければ、年代を教えてください。
□20歳未満　□20～39歳　□40～64歳
□65～74歳　□75歳以上

意見募集期間

2025 年９月 11 日（木）から 10 月 19 日（日）まで

回答方法

次のいずれかの方法でご意見をお送りください。

- **WEB 回答フォーム**
 （このページ上部の二次元コードからご回答ください。）
- **E メール as-chifuku@city.yokohama.lg.jp 宛て**
 ＊件名は「きらっとあさひプラン区民意見募集」としてください。
- **FAX 045-953-7713**（様式任意）
- **はがき**（切手不要。10 月 19 日消印有効）

素案冊子配布・閲覧可能場所

- **区役所１階広報相談係、３階 31 番福祉保健課窓口**
- **区社会福祉協議会窓口**
- **区民利用施設**（区内地域ケアプラザ、地区センター等）

注意事項

- いただいたご意見の概要と、区の回答・考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答は致しませんので、ご了承ください。
- 回答に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ご意見の内容を正確に把握するため、電話での回答はできません。